

國學院大學学術情報リポジトリ

明治皇室典範制定史の一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001071

明治皇室典範制定史の一考察

小林 宏

緒言

- 一 明治皇室典範制定史における区分
- 二 明治皇室典範制定史上の問題点
- 三 帝室典則の性格（その一）
- 四 帝室典則の性格（その二）
- 五 柳原前光の帝室法則綱要
- 六 柳原による皇室法典の起草
- 七 宮中顧問修正案の処置

結言

緒言

昭和五十七年は国学院大学創立百周年に当る為、その記念事業の一環として大学所蔵の井上毅旧蔵文書、即ち梧陰文庫の影印が企画され、明治皇室典範起草の関係資料がその対象に選ばれた。かくして同年十一月、国学院大学梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史——』が出版されるに至った。

筆者も同研究会の一員として、右の『梧陰文庫影印』の編集に携わることとなり、その中の第三部の解説及び資料

の解題を分担執筆した。このような経緯から筆者は、ここ数年来、明治皇室典範の制定過程に関心を抱き、すでに「皇位継承をめぐる井上毅の書簡について——明治皇室典範成立過程の一齣——」（『国学院法学』第一九巻第四号、以下これを小林第一論文と略称する）、「明治皇室典範における皇位継承法の成立——西欧法受容における律令法の意義に寄せて——」（『滝川政次郎博士米寿記念論集・律令制の諸問題』所収）等、数篇の論文を発表した。

本年度に至り、前記影印版の続篇ともいふべき『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定本史』の刊行が計画され、筆者はその中の解説「皇室典範制定過程をめぐる諸問題——いわゆる前史と本史との関係」、並びに掲載資料数点の解題を担当することとなった。本稿は、その基礎的作業の一部をなすものであり、その概要は、すでに本年三月二十日の梧陰文庫研究会の例会において、前掲題目の下に報告を行なった。なおその際、会員諸氏から貴重な意見を多く寄せられたことに對し、ここに謝意を表しておかねばならない。

一 明治皇室典範制定史における区分

稲田正次氏の『明治憲法成立史』の第二十九章「皇室典範の起草」（下巻九五八頁以下所収。以下これを稲田第一論文と略称する）は、第一節「皇室典範の起草とその検討」と第二節「典範諮詢案の成立と枢密院の審議」とから成り立っている。前者には明治十九年の三、四月頃に宮内大臣伊藤博文の許において起草されたとする皇室制規、それに対する井上毅の批判、その後やはり伊藤官相の許で作成されたとする帝室典則、更に明治二十年の柳原前光起草の皇室法典初稿、井上の皇室典範案、柳原の皇室典範再稿、伊藤の主権による高輪會議等が述べられ、後者には明治二十一年四月、伊藤、井上等によって枢密院諮詢案が作成されるまでの経過、枢密院會議における諮詢案の審議と修正の経

過、皇室典範の公布手続等の諸問題が説明されている。

右の稲田氏の研究に対し、それに批判と検討を加えつつ、更に詳細な皇室典範の成立過程を跡付けられたのは小嶋和司氏である。同氏による研究上の特色の一つは、およそ次のようなものではないかと思われる。即ち、従来稲田氏によって、「皇室典範の取調は、明治十九年の三、四月頃、伊藤宮内大臣の許において、はじまったのではないかと思う。」(稲田第一論文九五八頁)として、皇室制規を皇室典範制定史のいわば起点とされたのに対し、小嶋氏は「帝室典則について——明治皇室典範制定初期史の研究——」(『柳瀬良幹博士東北大学退職記念・行政行為と憲法』所収。以下これを小嶋第一論文と略称する)において、皇室典範制定史を更に溯らせ、明治十年代初めの元老院や岩倉具視による皇室法の調査から始まって、グナイスト、モッセ、シュタイン等の意見及び講義、更に皇室制規の起草、その後の宮中顧問官による帝室典則修正案等の成立に至るまでの経過を典範制定史の初期として位置付け、且つ史料を掲げながら、それを詳細に論述されたことである。ついで同氏は、「明治皇室典範の起草過程——附、典範義解の成立・公表事情——」(『杉村章三郎先生古稀記念・公法学研究上』所収。以下これを小嶋第二論文と略称する)において、典範制定史のいわば本史ともいふべき柳原の皇室法典初稿から枢密院諮詢案の成立に至るまでの経過、及び枢密院における審議と修正の経過について考察されたが、その中でも「典範起草の作業にもその前史があり、それを知ることなくして、その史的意味を把握することはできない。」(二七五頁)と記されている。

右の小嶋第一論文に対し、その後稲田氏は、『明治憲法成立史の研究』の第六章「帝国憲法の成立」、第二節「明治十九年における皇室制規と帝室典則の起草」(二五四頁以下所収。以下これを稲田第二論文と略称する)の中で、小嶋氏の見解についてふれ、小嶋氏が皇室制規の作成された時期、及び明治十九年六月十日に伊藤宮相から三条実美内大臣に提出された帝室典則の起草者について稲田氏を批判したのに対し、稲田氏は史料の解釈等を根拠に「私としては前者に

おける説明はそのまま維持できると考えている」(二五四頁)として反駁された。ただその際、同氏は前著には説明の足らぬ点があったとして、皇室典範制定史の起源をウィーンでの伊藤に対するスタインの講義の時期にまで溯らせ、その後の内規取調局や制度取調局の調査、更に皇室制規から帝室典則の成立に至る経過等を小嶋氏のあげられなかった史料をも掲げて詳細に述べられた。

右の稲田、小嶋論文には、前述の如く見解の相違する点もあるが、この両者の論文四篇によって、明治皇室典範の成立過程の大略が明らかにされたといっても過言ではなからう。しかも、稲田氏がその第二論文において、明治皇室典範制定史の起点を伊藤の歐洲留学の時期に求め、且つ帝室典則成立に至るまでの経過を一つにまとめ説明されたという事は、稲田氏もまた、ここでは典範制定史の前史ともいふべきものを考えられた訳であって、その点では両氏の見解は、ほぼ一致しているといつてよいであろう。而して、小嶋氏が帝室典則の成立までを明治皇室典範制定史の前史と考えられた根拠は、この帝室典則が伊藤によって宮中顧問官の審議に付せられ、それによる修正案が完成しながらも、それが結局のところ上奏されず、この修正案が「以後の典範起草の過程においても、正案草案としての地位をあたえられなかった」(第一論文四六八頁)ことにあり、且つ「当時(明治十九年十月頃か。小林注)伊藤は皇室制度法の制定を自己の主導権のもとになさるべきものと考えるとともに『典則』はすでに廃案たるべきものと評価していた」(同四六八頁)ことにあった。一方、右の宮中顧問官による帝室典則修正案に代って、新しく伊藤の命によって柳原が起草した皇室法典初稿は、前記帝室典則修正案が本則四章十八条、附録三条から成るのに対し、実に二十一章百九十二条という歴大なものであった。この事実からも、両者の内容が質的に異なっていることは明瞭である。しかも、この柳原初稿を原案として井上、柳原等による修正につく修正を経て枢密院諮詢案が作成され、更に枢密院の修正を経てそれが明治皇室典範となる訳であるから、明治皇室典範は柳原の皇室法典初稿の延長線上にあり、両者は直接連

繫するのである。従って、明治二十年一月の柳原初稿の起草から同二十二年二月十一日の皇室典範の成立までを明治皇室典範制定史の本史と考えることは、蓋し正鵠を射た時代区分といふべきであらう。

前記国学院大学梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史』が宮中顧問官による帝室典則修正案の成立をもって前史とし、更にその後、昭和五十九年、明治皇室典範制定史を詳密に論究された島善高氏の「明治皇室典範制定史の基礎的考察」(『国学院大学紀要』第二二巻)が典範の本格的な起草の始期を柳原初稿においていることは、以上の見解を踏襲するものである。明治皇室典範制定史の起点をどこに求めるかはなお異論があるとしても、少くとも宮中顧問官による帝室典則修正案と柳原の皇室法典初稿との間に典範制定史上の区分をおき、前者の成立までを典範制定前史とし、後者の起草以降を典範制定本史とすることは妥当な見解であらう。

二 明治皇室典範制定史上の問題点

以上述べたように宮中顧問官による帝室典則修正案の成立までを典範制定前史、柳原前光による皇室法典初稿の起草以降を典範制定本史として位置づけることに格別異論はないとしても、典範制定前史と典範制定本史との関係、具体的にいえば宮中顧問修正案(以下、宮中顧問官による帝室典則修正案をこのように略称する)と柳原初稿(以下、柳原前光による皇室法典初稿をこのように略称する)との関係については、なお不明な点が残るのである。どのような点が不明であるかについては、後述することとして、先ず両案に関する事実について確認しておきたい。

宮内大臣伊藤博文が内大臣三条実美の許に帝室典則を提出し、それを宮中顧問官による評議に付し、その意見を上奏するように依頼したのは、明治十九年六月十日のことであった。三条は直ちに宮中顧問官による会議を開いて、同

草案を審議に付すると同時に自己の側近にもその草案を提示し、意見の具申を求めた。それは同年六月十日以降、七月中のことであつて、そのことを示す幾多の史料が三条家文書（国会図書館憲政資料室所蔵）や梧陰文庫（国学院大学所蔵）の中に残されている（詳細は前掲小嶋第一論文、島論文参照）。宮中顧問修正案がいつ出来上ったかは不詳であるが、明治二十年三月三日付の伊藤博文宛三条実美書翰（『伊藤博文関係文書八』一五三頁）によれば、次のように記されている。

（前略）扱昨年中顧問官へ御下問之議案も議了致候得共、先頃来別段柳原之取調も有之由故、上奏相見合居候得共、都合次第何時にも答議上陳可仕候間、御指揮有之度候。仍此段内々得貴意度如此候也。

三月三日

実美

伊藤大臣殿

右の書翰にある「昨年中」がすぐ下の「顧問官へ御下問」にかかるか、又「議了致候得共」にかかるかは判然としないが、二十年三月三日までには、宮中顧問修正案が作成されていたことは明らかである。三条が帝室典則を集中的に審議したのは十九年の六、七月頃であるから、その修正案は恐らく十九年の秋までには出来上っていたとみて大過ないであろう。しかし前掲書翰によれば、この修正案は二十年三月三日に至るまで上奏されず、その後も上奏されることはなかったのである。一方、伊藤が柳原に新しく皇室法典の起草を依頼した時期であるが、これについては島論文（二三〇頁）が参考となる。即ち同論文所掲の十九年十月七日付の三条実美宛柳原前光書簡（三条家文書）及び尾崎三良日記（尾崎春盛氏所蔵）によれば、十九年十月七日以降、同年十二月七日までの間に柳原の皇室法典初稿の起草が始まり、同じく尾崎日記によれば二十年一月十二日までには、それが脱稿していたことが確実である。従つて伊藤が柳原に起草を依頼したのは、恐らく十九年の十月か十一月頃であり、柳原が草案を脱稿したのは二十年の一月十日前後であつたと考えて差支えないであろう。兎も角、柳原は十九年の末頃から数ヶ月をかけて皇室法典初稿をかき上げ

たのである。

右のように推測すると、宮中顧問官による帝室典則の修正案が十九年の秋には出来上りながらも遂に上奏されず、それと相前後して新しく皇室法典の起草が伊藤から柳原に依嘱されたことになるが、この二つの事実の關係はどのように考えたらよいであろうか。このことに関し、稲田氏は「その後一層まとまった皇室の法典を起草する方針がとられ、伊藤の委嘱を受け柳原前光が『皇室法典初稿』を起草提出した。」（第一論文九六頁）とし、又「伊藤博文は帝室典則のような簡短な法案では疑義も多く間に合わぬ、大きくまとまった皇室法典をつくる必要があると考えたらしく、柳原前光に立案を委嘱した。」（第二論文二八四頁）とされている。更に、この問題について詳細な見解を発表されたのは小嶋氏である。即ち宮中顧問修正案が発表されなかった理由として、「それは『御発表』になるには、あまりにも多くの問題を残していることが自覚されたから」（第一論文四六四頁）であるとして、三条家文書中に存する筆者不明（小嶋氏は井上毅をその筆者に推定する）の五項目からなる文書の内容を分析して、そこに見える諸問題はすべて一層の調査を必要とし、且つその中には憲法の内容の確定と關係するものもあり、憲法についての具体的構想が全く存しない事態での典則の確定と発表は不当であったとされる。同氏は更に典則自体の内容にも不十分な点があったとして、三条家本の宮中顧問修正案第五条に付された朱筆意見（同四六一頁に記載）を例にあげられる。しかも小嶋氏は、そもそも帝室典則の立案には、三条が内大臣就任以来その中心的地位にあり、伊藤はそうではなかったとし、その為、伊藤が自己の主導権の下に皇室法を制定しようとし、十九年十月頃には宮中顧問修正案を廃案たらしめようとしていたと推測される（同四四八、四六八頁）。

島氏は、宮中顧問修正案が上奏されず、伊藤によって新たに皇室法の起草が企図され、その起草者として柳原が擁された理由として、次の三つを考えられる。第一は帝室典則の起草に従事した者たちの間にも典則の内容に疑問を

有する者がいたこと、殊に井上がそれに批判的であったことは、伊藤が典則を廃棄した原因の一つと思われること、第二は典則はその附則を含めても僅か二十一個条であつて、そこには当然考慮すべき事項がいくつも欠けていたこと、第三に当の伊藤自身、典則に対して乗り気ではなかつたと思われること、即ち典則は内規取調局や制度取調局における調査の最終成果であつて、両局は柳原前光や東久世通禧の建議によつて設置されたものであり、岩倉具視や三条実美の影響下にあるものであつたから、伊藤としては典則を一応三条に報告したものの、それは早晚反故とし、新たに自己の主導の下で皇室法を起草しようとする当初より考えていたと思われること（前掲論文二二五頁以下）等である。更に島氏は、伊藤が新しい皇室法の起草に柳原を抜擢した理由として、伊藤は柳原が三条側近グループの一人であり、殊に朝廷の典故に詳しい家柄の出身であるから、これを表面的には起草の主役とし、一方自己の腹心の部下である井上にこれを修正せしめることを考へたとされる（同一八〇頁）。

以上、三者の見解を要約して述べたが、三者の間では夫々微妙に意見が異なっているようである。ただ三者に共通する見解としては、帝室典則は条文数も少なく、内容的にも不備なことが自覚され、この時期により詳細にして充実した皇室法典の起草が要求されるに至つたことがあげられる。それは一応その通りであるが、しからは何故にこの時期になつて、典則が内容的に不備であることが自覚され、詳細な法典の起草が要請されるに至つたのか、典則の内容が不備であるとすれば、それはどのような点において不備であつたのか、伊藤は果して自己の主導権を確立せんとして、典則を廃案にしたのであろうか、典則が廃案になつたとすると、すでに宮中顧問官による審議を終了して上奏をまつばかりとなつていたその修正案の取り扱いは、その後どのようなふうになつたのか等々、なお考慮すべき問題があるように思われる。本稿では、先学の研究に抛りながら、いわゆる典範制定前史と本史との関係について、更に推考を重ねてみたいと考へる。

三 帝室典則の性格（その一）

ここに立ち戻って、先ず明治十九年六月十日、伊藤博文から三条実美に提出された帝室典則（以下、これを典則六月十日案と略称する）について考察することとする。この典則六月十日案の原本と認められるものが、それを入れた封筒と共に国会図書館憲政資料室所蔵の三条家文書中に現存する。処が、この六月十日案には、次の如き一通の文書が付されていた。

古来皇家ノ諸儀例ヲ勘へ、亘ニ随ヒ未タ規程ノ確定セシ者アラス。禁掖常事ニ於テハ猶可ナリ。皇位ノ繼承、丁年、立后、攝政及皇族處分ノ如キハ建國ノ根基、亘ク速ニ憲章ヲ立ツヘキナリ。茲ニ帝室典則ヲ立案シ、附スルニ現時皇族處置ノ目ヲ以テス。固ヨリ具備ノ法案ト謂フヘカラスト雖、要スル所、不易ヲ尚フニ在リ。

右顧問官ノ評議ニ付シ、意見 上奏可有之候也。

明治十九年六月十日

宮内大臣伯爵 伊藤博文

内大臣公爵 三條實美殿

（句読点、小林）

右の文書は、宮内大臣である伊藤から内大臣である三条に宛てられたものであり、本草案を顧問官の評議に付し、且つその意見を天皇に上奏すべきことを依頼したものであって、公的な文書の性格をもつものである。処で、右の文書にみえる内大臣と顧問官は、明治十八年十二月の内閣制度の発足と共に作られた官職であって、同十八年十二月二

十三日の大政官の達、第六十八号によれば、その職掌は次のように定められている。

内大臣 一人

一御璽国璽ヲ尚蔵ス

二常侍輔弼シ及宮中顧問官ノ議事ヲ総提ス

宮中顧問官 十五人以内一 等官ヨリ
三 等官ニ至ル

帝室ノ典範儀式ニ係ル事件ニ付諮詢ニ奉対シ意見ヲ具上ス

右の達にある宮中顧問官の職掌により、典則六月十日案は、顧問官の評議に付されることになったのであり、又、右の達に内大臣は顧問官の議事を総提する（會議を主宰し、議事をとりまとめる意であらう）とあることから、それに基づいて伊藤から三条宛に本草案が提出されたのである。従って右の文書は、この帝室典則なる法案が如何なる目的の下に起草されたか、又、帝室典則なる法案の性格は如何なるものであるか等を知る上で極めて重要な史料であるということが出来る。以下、この文書の内容について逐一考察したい。

冒頭の「古來皇家ノ諸儀例ヲ勘へ、宜ニ随ヒ未タ規程ノ確定セシ者アラス」とは、従来の皇室の儀式や慣例は、専ら時の便宜に従って作られたものであり、その規範は成文によって確定したものではなかったことをいう。「禁掖常事ニ於テハ猶可ナリ。」とは、皇室の平常な事態においては、それでも差し支えないという意であるが、これを裏返していうならば、皇家一旦有事の際に確定せる成文の法規のない場合には、非常な混乱に陥り、收拾のつかない事態を招く恐れのあることを示唆したものである。次の「皇位ノ繼承」以下の文は、皇位繼承、丁年、立后、摂政及び皇族処分は、皇室法の諸規定の中でも、その基本的な部分であつて、可及的すみやかに成文法規をつくるべきことをいう。「茲ニ帝室典則ヲ立案シ、附スルニ現時皇族處置ノ目ヲ以テス」中の「現時皇族處置」については、当時現存の

世襲を許された四親王家及びその支流たる宮家の処遇は、明治初年以來、政府の最も頭を悩ますところであり、緊急な対策が必要とされていた。⁽¹⁾「固ヨリ具備ノ法案ト謂フヘカラスト雖、要スル所、不易ヲ尚フニ在リ」とは、この典則草案は皇室法のすべてを規制したものではないが、将来長期にわたって不変の皇室法の原則を立てる為に立案されたものであるという意である。最後の「右顧問官ノ評議ニ付シ」云々の文は、前述の如く太政官の達をうけて書かれたものである。

以上みたように、この伊藤宮相の三条内大臣宛文書は、帝室典則なる法案作成の意図をよく示すものであって、それによれば時代に応じて変化する細則的な規定は、何れ後に立法することとし、ここでは皇室法中の重要な基本原則ともいべき事項についてのみ成文化したということであり、具体的にいえば前述の皇位継承、丁年、立后、摂政、皇族処分等を規定したものであって、それらは、何れも早急に立法を必要とするものであった。当時、明治天皇の皇子、皇女は、皇子が三人、皇女が五人生れていたが、生存するのは満六歳の明宮嘉仁親王と満四ヶ月の久宮静子内親王の二人のみで、他は何れも夭折していた。もし嘉仁親王が薨すれば誰が皇嗣となるのか、更に天皇と嘉仁親王とが同時に薨するという非常事態が発生すれば、皇位は誰のもとに行くのか、又天皇に疾患等の故障のある場合、或いは天皇薨じて皇嗣未成年の場合には摂政をおく必要があるが、摂政には誰が就任するのか、その場合、皇嗣未成年とは何歳までをいうのか、皇族とは身分上いかなる範囲まで入るのか、その継嗣はどうするのか、又現存皇族の処置はいかにするのか等々、当時の政府は緊急にその対策を講ずる必要に迫られ、一刻の猶予も許されない状態にあったのである。このような当時の状況から推察すると、皇室法は当初から水も漏らさぬような完備した法典を作るよりは、一先ず重要な項目について原則的な規定を立案し、一旦有事の際にはそれに依拠して問題を解決し、何れ後日、この大綱に基づいて、より充実した詳細な法典を作ろうというのが当時の伊藤の基本的な考え方ではなかったであろうか。

帝室典則制定の目的を右のように考えるならば、よく理解のゆくことがここに存するのである。宮中顧問官の審議は、前述の如く明治十九年六、七月頃に何回か行われたと思われるが、その結果を示す修正案が三条家文書（一——三九——6帝室典則加筆修正草稿）と梧陰文庫（A35、宮中顧問ノ議ヲ経タル修正案）とに夫々一通ずつ存在する。ただし両者は全く同一ではなく、梧陰文庫本が宮中顧問官による修正の最終案であつて、三条家文書本は、その一段階早い時期のものである（小嶋第一論文四五頁以下、『梧陰文庫影印』解題四九六頁以下）。尨が三条家文書本の修正案第七条「天皇ノ丁年ハ滿十八年トス」の後には、次の如き朱筆の説明文が見えている。

皇家ノ丁年ハ皆滿十八年ト定メ支吾ナカルベシ、然ルニ右ハ追テ詳細ノ憲章議定ノ節ニ譲ルモ晚カル間敷、茲ニハ攝政ヲ置クト置カサルトノ關係ノ為メ、單ニ天皇ノ丁年ヲ定ムル所ナリ、（説点、小林）

梧陰文庫本の修正案第七条は、前掲三条家文書本のそれと全く同文であるが、ただ梧陰文庫本では、右の三条家文書本の説明文に相当するものが「解」として朱筆で次のように記されている。

皇家一般ノ丁年ハ憲法ヲ以テ定ム、茲ニハ攝政ヲ置クニ関スル為メ、單ニ天皇ノ丁年ヲ定ム、（説点、小林）

三条家文書本の説明文によれば、第七条で天皇の丁年を定めたのは、修正案第九条の「天皇末丁年又ハ違予ノ事アリテ政務ニ堪ヘサル間ハ攝政ヲ置クヘシ」という規定との関係から、そのように定めたものであり、ここに天皇の丁年について規定しておかなければ、第九条の規定が運用できないからであり、これに対し皇族一般の丁年は、おつて「詳細ノ憲章」を議定する際に譲つてもおそくないものである。右の「詳細ノ憲章」は、最終の修正案である梧陰文庫本では「憲法」となっているから、皇族一般の丁年は「憲法」、即ち國家の最高法規たる根本法に規定するという意にもとれるが、ここでいう「憲法」とはそのような意味ではなく、「憲章」と同義であり、通常の法規という程の意味であろう。⁽²⁾ 兎に角、前掲三条家文書本の修正案の説明文では、とりあえず典則に天皇の丁年について

規定し、皇室一般の丁年は、後日の詳細な皇室法に譲るということであり、そのことは、伊藤がさし当り先ず重要な原則的規定を成文化し、その他の細則的規定は後日に譲るという前述の二段階の順序を経て皇室法の制定を企図していたことと符合するのである。

四 皇室典則の性格(その二)

さて、国会図書館憲政資料室所蔵の三条家文書には、皇室典範関係の貴重な資料が存するが、今、『三条家文書目録一 書類の部』(国立国会図書館)の「三九、皇室典範 其他皇室関係」をみると、次のように記されている。

7 皇室典則修正案 全二八条附図共 明治十九年 一綴

8 皇室典則修正案 柳原前光内稿 全二八条 明治十九年 一綴

9 皇室典則関係覚書 御発表ハ欽定他 明治十九年 一枚

10 皇室法典初稿 柳原前光内案 明治二十年一月 一綴

11 皇室典則備考 柳原前光 明治二十四年四月 同文二綴

右の中、9の「皇室典則関係覚書」は、前掲目録には「明治十九年」と記されているが、その原本をみるに二十行の無名野紙の右片面に七行五項目にわたって、左の如く記されているのみで、年代も筆者も標題も宛先も記されていない単なるメモのようなものである。(便宜上、各項目の上に数字による番号を付した。読点、小林)

(1) 一皇室典則文字ノ事

(2) 一御発表ハ欽定ノ制ニ致シ、

裁可体不可然ノ事

(3) 一庶皇子女外国吹聴ノ事

(4) 一天子丁年十八歳、皇太子丁年ノ事

(5) 一典則ヲ変換セント欲スル時ハ上院ノ決

議ヲ経ヘキ事、天皇違予ノ件

右の覚書について考察されたのは、小嶋氏である。その第一論文(四六二頁)には、「三条遺文書には井上毅と推定される筆跡で『御発表』のしかたを考慮した次のような書付けがある。」として、右の覚書の筆者を井上毅に推定されている。しかし、この覚書の筆者は、その筆跡及び内容から推して井上毅ではない。⁽³⁾ それでは、この覚書の筆者は誰か。結論から先にいえば、それは柳原前光であろうと思われる。そのように推測されるのは、先ず次のような理由からである。即ち、右の三条家文書の整理番号7から11までの文書は一連のものであり、7は目録にその起草者の名がみえぬが、8と同一のものであるから柳原が起草者であることは誤りない。7、8、10、11の文書の筆者がすべて柳原であるとすれば、その中間にある9も亦、柳原によるものと一応見当をつけることができよう。このように考えて、次にこの覚書の内容の上から検討してみると、やはり筆者は柳原と考えてよいようである。この覚書の筆者が井上にあらずして柳原であるとすれば、これを井上と推定して論を進められた小嶋氏の見解は改める必要がある。ただこの覚書は、全く文字通りの覚書にすぎない為、その内容を正確に知ることが困難である。従って以下、理解し易い内容の項目から先に、逐次考察を加えて行くことにしたい。

先ず第四の項目であるが、帝室典則は六月十日案(第八条)でも宮中顧問修正案(第七条)でも、天皇の丁年を十八歳と定めている。しかし皇太子の丁年については定めるところがない。第四項のメモは、それを指しているのである

う。何故ならば、柳原が三条の意をうけて起草したと思われる帝室典則修正案、即ち「帝室法則綱要」(前掲三条家文書目録7、8)の第十条には、「天皇及皇子孫ハ滿十八年ヲ以テ丁年トス」とあつて、ここには「皇太子」とは記されていないが、皇子孫の丁年が定められているからである。柳原は帝室典則をみて、皇太子の丁年も摂政就任等の場合を考慮して規定しておく必要を感じたのであろう。

第五の項目については、「天皇違予ノ件」とあるから、帝室典則六月十日案の次の条文が先ず参考となる。

第十 天皇未丁年又ハ違予ノ事アリテ政務ニ堪ヘサル間ハ摂政ヲ置クヘシ

宮中顧問修正案では、右の条文は「第九条」となっているが、内容は全く同一である。右の条文の「違予」とは、榑陰文庫本の宮中顧問修正案第九条の「解」に「茲ニ違予ト云フハ兩耳聾、兩目盲、癡癡、癩狂、折傷ノ甚シキモノ等ニテ治癒ノ目途ナク政務ニ堪ヘサルノ時ニ限ル」(詭点、小林)とあるから、前掲条文は、天皇が十八歳に滿たず、又は重度の疾病、障害があつて政務をとる能力のない場合、その間は摂政をおくという規定である。即ち、前掲覚書の第五項にある「天皇違予ノ件」とは、具体的には天皇に違予のあつた際の摂政の規定について問題にしていることと推測されるのである。次に摂政に任ずる場合の有資格者及びその就任の順序であるが、それについては、典則六月十日案では次の如く規定されている。

第十一 摂政ハ皇統最近丁年以上ノ皇族ヲ以テ之ニ充ツヘシ

即ち、摂政は丁年以上の皇族の中で、最も天皇に近い皇統をもつものを以つて充てよというのである。「皇統最近」とは、皇位継承順位の最も近いものという意味であろう。

さて、柳原が「帝室法則綱要」と共に、その参考資料として三条に提出したと思われる「帝室典則備考」(前掲三条家文書11)には、欧洲諸国の憲法等を掲げているが、その中に、

(宇漏西憲法)
同 百七条

憲法ハ議院ノ通法ニ循ヒ修正スルコトヲ得
とあり、その柳原の説明と思われるものに、

王位継承法ハ憲法中ノ要目ナリ、故ニ之ヲ変換セントスル時、必ラス議院ニ謀ルコト当然ナリ、摂政ノ事亦同シ(訖
点、小林)

とあって、プロイセン憲法では、王位継承順位の変更と同じく、摂政の順位の変更の際にも議院の承認を必要としたのである。柳原は後に伊藤の命によって皇室法典初稿を起草するが、その中に、

第四十六条 摂政ニ任スヘキ者ノ順序ヲ変換スルコト必要ナル時ハ元老院ニ諮詢シ之ヲ決定ス

とあるのは、まさしく前掲プロイセン憲法第百七条に依拠して立案したものである。以上から前掲覚書第五項の「典則ヲ変換セント欲スル時」云々の文は、天皇に違予があつて摂政をおく必要がある、しかも典則に規定されている摂政就任の順位を変更せんとする場合には、上院の承認を必要とするという意味であつて、柳原が当時考えていたこととやはり符合するのである。

第三項の「庶皇子女外国吹聴ノ事」は、難解であるが、これについて小嶋氏は、その第一論文(四六三頁)において、右の文は庶皇子女に関する外国の制度を我が国に吹聴し、外国の立法例や外国人の学説を我が国に吹聴する合理的根拠として援用しようというこの意味にとられ、しかも外国に庶皇子女のいないことから、ここに筆者の外国の制度についての無知識を示したものであるとされた。しかし、外国の庶皇子女を我が国に吹聴するという意味であるとするならば、右の文は「外国庶皇子女吹聴ノ事」となっているのが自然であろう。この文の意味は、むしろ小嶋氏の解釈とは逆であつて、我が国の庶皇子女の制を外国に吹聴する必要のあることをいったものではなからうか。この覚書の筆

者が柳原であるとすれば、外国での経験の豊かな柳原は、庶皇子女を皇族、しかも皇位継承者として認めている我が国古来の制を庶皇子女の制のない外国に吹聴し、その意味を理解して貰う必要性を感じていたのであろう。柳原の庶皇子女に関する見解を知る資料として、国会図書館憲政資料室所蔵の伊東伯爵家文書中の「疑題件々ニ付柳原伯意見」(島論文一三四頁以下に引用)がある。即ち左の通りである。

親王宣下

皇子女ハ嫡庶ヲ論セス宣下ナク、生ナカラ親王内親王ト称セラルムノ規制ヲ推拡シ、皇玄孫迄ニ之ヲ及ホスノ法ニ定メラレンコヲ望ム、又愚見ハ嫡庶トモ誕生アレハ公布然ルヘシト考フ、既ニ庶出ト雖モ皇位継承権ヲ有セラルム上ハ耳ヲ掩フテ鈴ヲ盗ムヘカラサルナリ(詭点、小林)

右の柳原の意見は、井上が皇嫡子と皇庶子とを区別し、皇嫡子は生れながら親王を称するが、皇庶子は親王宣下の式を行った後に始めて親王を称すると考えているのに対し、親王宣下やその誕生の公布には嫡庶の区別を認めないというものである。庶皇子女を優遇しようとする柳原の立場は、現に明治天皇及び皇太子嘉仁親王が共に庶子であるという事実、しかも柳原前光自身が嘉仁親王の生母柳原愛子の実兄であるという特別な身分関係から生じたものである。

第二項は、帝室典則の発表形式を問題にしたものであるが、何故、欽定の形式とし、裁可体を不可としたのか不詳である。恐らく欽定の体裁をとった方が法典に威厳が備わり、皇室自らその家法を制定したものであることを印象づけるのに有効であると考えられたのであろう。柳原が明治二十一年五月二十四日、伊藤に送った皇室典範草案の題名には、「欽定皇室典範」(『秘書帝室制度資料』上巻一三八頁、三条家文書三九一七、小嶋第二論文三二九頁、島論文一四八頁)として、やはり「欽定」の二字が冠せられていることに注意すべきである。

今、前掲覚書の第二項から第五項までについて、その内容に検討を加えて来たが、この覚書の筆者を柳原前光とすることに、さしたる支障はないようである。むしろ、以上の検討を通じて、そのように考えた方が妥当と思われることが多い。そうすると、冒頭第一項の「一皇室典則文字ノ事」の意味するところも亦、柳原の主張がここに現れているとみなければならぬ。これについて小嶋氏は、凡そ次のように考えられている。即ち、「皇室典則」の「皇室」は、これを「皇室」とすることが適當であるとして再検討の必要を指示したものとされ、又「典則」の文字も再検討の必要を感じたかどうかは推察し難いが、井上の憲法私案等には「典章」、「典範」が使用されていると(第一論文四六三頁)。小嶋氏は、この覚書の筆者を井上とされるから右の如き見解となる訳であるが、この筆者を柳原とするならば、見解はおのずと異なることになる。柳原が十九年七月八日以前に三条宛に提出した皇室典則の修正案は、三条家文書中に存するが、その表紙には「皇室典則修正案」と記されている。しかるに、その第一丁の冒頭には「帝室法則綱要」とあって、すぐその左につづけて「第一章 皇位継承」として、次に条文が列記されている。さすれば、この「帝室法則綱要」こそが柳原修正案の正式な名称であって、表紙にある「皇室典則修正案」は、皇室典則を修正した法案であるという内容を示す便宜的なものと考えてよいであろう。この「帝室法則綱要」が柳原作成の皇室典則修正案の正式な名称であるとすれば、ここに「綱要」とあることが重要であって、まさにこの法案は、皇室法の綱要、即ち主要なる骨子という意味で作成されたものであった。

すでに述べたように、伊藤が明治十九年六月十日に三条に提出した皇室典則に添附した文書には、「固ヨリ具備ノ法案ト謂フヘカラスト雖、要スル所、不易ヲ尚フニ在リ」と記されていた。即ち、永世変らざる皇室法の基本原則を確立することに、この法案作成の主たる目的があったのである。従って柳原としては、この法案に「皇室典則」という如き一般的な皇室法典の名称を与えたのでは、その実体にそぐわないと考えて、「皇室典則」なる名称になお一考を

促したものに相違ない。以上のようにみると、明治十九年六月頃の伊藤の意図は、やはり先ず皇室法の大綱を定め、しかる後に詳細な皇室法典を起草しようということではなかったかと思われる。

五 柳原前光の帝室法則綱要

明治十年代の末以降の皇室法制定の経緯について、以上の如く考えた場合、なお疑問が残ることは避けられない。即ち、宮中顧問官による修正案が上奏されなかったのは何故か、柳原に新しく皇室法典の起草が依頼されたのは何故か、当初予定されたとする原則的法案と細則的法案との二段階を経て、柳原の皇室法典初稿が作成されなかったのは何故か等々である。これらの疑問について考える前に、先ず柳原の帝室法則綱要の内容についてみよう。

柳原の綱要が作られたのは、島氏によれば十九年七月八日以前とされている（前掲論文二二四頁）。恐らく六月下旬から七月上旬にかけて三条の許に提出されたものであろう。島論文に引用されている尾崎日記や東久世日記によれば、六月下旬から七月中旬にかけて、三条は宮中顧問官並びに側近グループに帝室典則六月十日案を示して、その意見をきいたようである。この六月十日案は、伊藤によって三条に提出された当初から井上毅、櫻井能監、田辺新七郎の宮内省官吏三名の意見が付されていたが、三条家文書中にある典則一本には、更に尾崎三良、福羽美静のものと思われる意見も付され、且つ東久世の手になると思われる「帝室典則修正」と題する一本も存する（島論文二二三頁以下）。その他、三条家文書には、副島種臣による典則修正案も存する。それらの中であって、柳原の帝室法則綱要は、かなり特色のあるものであった。

柳原案の特色の一つは、その第三章に摂政と並べて太傅の制を置いていることである。即ち、次の通りである。

第十五条 天皇末丁年ナルヲ以テ摂政ヲ設クル時ハ太傅ヲ置ク

第十六条 太傅ハ幼帝保育ヲ管掌ス

第十七条 太傅ハ摂政及其子孫之ニ任スルコトヲ得ス

太傅とは幼帝保育の任に当るものであり、フランス、ベルギー、ポルトガル、オランダ、ロシア等の西欧の制を参照して、ここに柳原が始めて立案したものである。即ち、右の諸条文は後の皇室典範第六章の第二十六条から第二十九条のさきがけとなり、特に綱要の第十七条は、そのまま典範の第二十八条となったものである。従って、太傅の制をここにとり入れた綱要の影響は頗る大きいといえよう。

次に柳原案の特色は、皇族の臣籍降下の制を明確に規定したことである。典則には、

第十五 皇族ノ継嗣ハ実子孫実弟ニ限ルヘシ

第十六 親王諸王ノ二男以下丁年以上ニ至レハ特旨ヲ以テ華族ニ列スルコトアルヘシ

とあって、親王、諸王の次男以下に対する臣籍降下の可能性を規定するが、親王家、諸王家は実子孫及び実弟のある限り、その存続を許されるのに対し、柳原案では、

第廿八条 近属ノ皇胤男子繁昌スル時ハ遠属中ヨリ庶少ヲ先ニシ嫡長ヲ後ニシ漸次氏ヲ賜ヒ華族ニ列スヘシ

但シ特別ノ理由アル時ハ此限ニ在ラス

とあって、皇族が増加する場合のことを慮って、その臣籍降下につき自由に裁量できる余地を残している。又、典則の附録にある四親王家及びその支流宮家の処遇も、柳原案では全くその趣旨を異にする。即ち、典則では四親王家の中、有栖川、小松、伏見の三家は永世皇族制をとっているが、柳原案の附則では、

第三 近属ノ皇胤繁昌ニ到ル迄ノ間ハ現在親王諸王及其後裔ニ於テ少ナクトモ十員ヲ存立シ王号ヲ有セシム

とあって、現今の皇族は、四親王家を含めて、天皇の近属増加に至る迄の間のみ存立を許され、近属増加するに至れば廃止される可能性のあることを規定している。

又、柳原案では皇位継承者を「男統ノ男子」に（第八条）、摂政就任資格者を「皇族男子」に限り（第十三条）、摂政にはフランスやロシアに倣って、それを補佐する摂政参議を置く制を設け（第十四条）、皇子孫の丁年は満十八年（第十条）、皇族の丁年は満二十年とし（第二十三条）、且つ皇族の歳俸に等級を設けることを定めている（第二十七条）。以上の諸規定は、何れも典則にはみえないものである。このように、柳原案は典則の修正案というが、字句や立法技術上の修正に止まらず、その内容においても修正を施し、中には典則と基本的立場を異にするものも認められ、かなり柳原色の強いものとなっている。

更に柳原案が他の修正意見や修正案と決定的な相違をみせているのは、柳原がこの綱要を三条に提示したときには、その参考資料として、諸外国の事例を添付していることである。前記七月八日付の三条宛柳原書簡に、

暑下弥尊安奉賀候。昨日呈上候書類ノ続キ例^{太傅之}筆抄候間差進候。合併御閉込希望候。井上毅ニ面会候処、同人前光へ内送候書類、閣下へ御廻可申旨敬承候。当今写申故、出来次第可差上候。（後略）（句読点、小林）

とあるが、右の「太傅之例」とは、三条家文書中に存する「太傅之事 欧州各国関係法文集一綴」（三九―13）であること疑いない。これは内閣野紙に記されており、太傅の制について柳原が外国の事例を調べたものである。なお三条家文書中には、「帝室典則備考」（三九―11）があり、これも右と同一の野紙に同一の筆蹟で記されており、王位継承や丁年、摂政等に関する諸外国の事例を柳原が具に調べたものである。更に三条家文書中には、やはり右と同一の野紙に同一の筆蹟で記された「君位継承・君主丁年関係欧州各国法令集 一綴」（三九―14）がある。これらの文書は、恐らく前掲柳原書簡にある「昨日呈上候書類」であり、柳原の帝室法則綱要起草の基礎的な資料となったものである。

う。このように、柳原は歐洲諸国の法制に熟通していたのであるが、なお注意すべきは、前記帝室典則備考の「王族牒譜」の頃に「本邦古制宮内省置正親司掌皇親名籍」とあって、養老の職員令が引用されていること、又前記「君位繼承云々歐洲各国法令集」中の「君位男統ヲ以テスル例」には、ベルギー憲法、プロイセン憲法と共に、「漢土歴代」「朝鮮歴代」「土耳其」等の文字がみえることである。即ち、柳原は歐洲各国のみならず、東洋諸国の王室法も調査していたのであり、その上に家学としての有職故実の知識を身につけていたと思われる。柳原はかつて元老院の国憲案編纂にも携っていたから、当時皇室法に関する学識は、斯界の第一人者であり、それに関して最も造詣の深い人物であつたといえよう。

六 柳原による皇室法典の起草

前述の如く小嶋論文や島論文では、帝室典則は伊藤の主導の下では作られず、三条を中心とするグループやその影響下にあつた制度取調局等によって作られた為に、早晚それは廢案となるべき運命にあり、伊藤が新しく自己の完全なる主導の下で柳原に皇室法の起草を依頼することとなつたと説かれている。しかし、帝室典則やその前身である皇室制規は、宮内省において作られ、皇室制規の起草の準備も亦、宮内省制度取調局において為されたことは確かであり（前掲『梧陰文庫影印』第三部解説四八二頁）、しかも伊藤は宮内卿であり、制度取調局長官でもあつたから、それらの諸法案に対し責任を負う立場であつたことは否定できない。事実、宮内省第一稿たる皇室制規に対する井上の批判が受け入れられて同じく第二稿たる帝室典則が作られ、更にそれに対する井上の主として立法技術面からする批判が取り入れられて同じく第三稿たる六月十日案が作られているのである（同上四八三頁以下）。このように井上の意見は、

大部分伊藤によって採用されて、順次、法案が作成されている。その過程からいえば、帝室典則作成の際にも伊藤は主導権を大きく發揮しているといわざるを得ない。又、伊藤が当初から六月十日案を廃案にすることを考えながらも、なお三条に対して宮中顧問官による修正と上奏とを依頼したというのも考え難いことであり、もしそれが事実ならば、伊藤は天皇並びに宮中顧問官に対し重大な背信行為を犯したことになる、三条グループや宮中顧問官から激しい批難をあげたことであろう。しかし、そのようなことを窺わせる史料は、今の処、何一つ残されていないのである。

以上から、私は十九年六月十日、伊藤が帝室典則を宮中顧問官の評議に付すべく三条に提出した際には、その意見が上奏されることを望んでいたと思う。ただ伊藤は、三条の許に提出した帝室典則六月十日案が十分に練られた草案であるとは考えていなかった。この草案に添えられた伊藤から三条宛の前掲文書に、「固ヨリ具備ノ法案ト謂フヘカラス」という文言があり、又この草案には前述の如く、井上等三名の宮内省官吏による修正意見が付箋としてつけられていることからすれば、伊藤としては三条の許において、この試案ともいふべき皇室法の草案を十分に審議し、完全なものにして貰いたかったに違いない。それなればこそ三条としても、この伊藤の意を受けて、単に宮中顧問官による審議にとどまらず、自己の側近にまで、この草案を示して、広く意見を徴するという骨の折れる作業を行なっているのである。しかし、三条の許での審議の結果、でき上った修正案は、伊藤の提出した原案、即ち典則六月十日案とさして変りばえのするものではなく、伊藤や井上にとって必ずしも満足の行くものではなかった。殊にその第二条の皇位継承規定の如きは、却って原案を改悪したものであり（小林第一論文参照）、伊藤や井上をして失望せしめるものであったと思われる。

この宮中顧問修正案は、伊藤や井上のみならず、柳原にとっても大きく不満を残すものであったであろう。前述の皇位継承規定にしてみても、柳原の帝室法則綱要の第二条は、原案である典則六月十日案の第二条とほぼ同じ案であ

って、宮中顧問修正案の如き継承法をとっていない。又、柳原が典則六月十日案を大きく修正して、帝室法則綱要を作っているにも拘らず、宮中顧問修正案は、それを殆ど取り上げていないのである。井上と柳原とが十九年七月初旬頃、即ち宮中顧問による審議が行われている頃、皇室法に関して互に連絡を取り合っていることは、前掲七月八日付の三条宛柳原書簡によって明らかである。井上と柳原とは、この修正案を一見して同じ思いを抱いたであろう。

さて、柳原の帝室法則綱要が作成されたのは、前述の如く十九年七月上旬頃であろう。同年十月七日付の三条宛柳原書簡（三条家文書）によれば、柳原は近日中にこの修正案を伊藤の許に送付してほしい旨、三条に依頼しているから、帝室法則綱要は恐らく十月七日の直後に伊藤の許に三条から送られたのであろう。伊藤博文の秘書類纂に「帝室法則綱要修正案」（その内容は三条家文書の帝室法則綱要に同じ）と「帝室典則備考」とが存するが（前掲『帝室制度資料』上巻四一〇頁以下）、それは右の事実を裏付けるものである。伊藤が柳原に対し、新しく皇室法典の起草を依頼する直接のきっかけとなったのは、この三条から送られた柳原の綱要とそれに添付された備考とを伊藤が一見したことにあつたに違いない。前述の如く、柳原の綱要は典則を修正したというものの、その内容は典則とかなり異なる出色の草案であり、そこには従来からの皇室法に対する柳原の知識の広さと造詣の深さとが十分に窺えるものであつた。それと共に柳原の皇室法制定にかける執念が伊藤をして新しい決意をなさしめたのであろう。

すでに宮中顧問修正案は、皇位継承規定等において著しく不備であつた。⁽⁵⁾宮中顧問修正案の不備な点と共に、新しい皇室法の起草に関しては、恐らく柳原の方から伊藤に対して進言があり、働きかけがあつたのではなからうか。⁽⁶⁾典則に代る皇室法の具体的な草案作成ということになると、それを為し得るのは柳原しかいない。この度の柳原の帝室法則綱要は、他の修正案や修正意見よりもすぐれており、柳原は外国の王室の事例についても精通している。その上、誰よりも柳原は皇室法制定に並々ならぬ意欲を燃やしている。一方、井上は皇室制規の起草以来、修正意見を提

出して皇室法の制定に関与し、現に柳原とは皇室法について互に連絡を取り合っている。柳原草案の不備な個所は、井上をして修正せしむればよい。伊藤は、このように考えたのであろう。その後の皇室法制定過程にみられる柳原と井上のコンビは、かくして生れたのではなかったであろうか。

なお、ここで若干注意すべきことが二つある。その一つは皇室法の制定と憲法の制定とのかわりである。稲田氏は、伊藤が井上に憲法の調査立案を委嘱したのは、十九年十一月頃であったとされている（前掲著書、下巻二頁）。その頃から憲法の本格的な起草作業が始まったとみてよいであろう。一方、伊藤が柳原に新しく皇室法典の起草を依頼したのも、前述の如く同年の十月か十一月の頃であって、憲法の起草と新皇室法の起草とは、その時期をほぼ同じくしている。両者の関係は、なお判然としないが、伊藤が新皇室法の起草を柳原に依頼したのも、憲法の起草が一つの契機になっていたのではなからうか。

注意すべきもう一つの点は、柳原が伊藤の意を受けて起草した皇室法典初稿が二十一章百九十二条という膨大な法典であったことである。しかも、この柳原初稿には、原則的な規定のみならず、皇族に関する施行細則的な規定も多く含まれていた。従って柳原初稿は、皇室法は先ず原則的な法案を作るに止め、細則的な法案は何れ後日に俟つとする伊藤の意図とは異なるものであった。このことは、一つには柳原が自分の手によって完備せる皇室法典を作成したいとする執念から発したものと思われるが、更には柳原が欧洲諸国の事例を模したものとさえいえる。一方、伊藤は柳原に新しい皇室法の起草を依頼した際にも、皇室法制定の二段階方式を捨てていたのでなかった。井上がこの柳原初稿の修正案と共に伊藤に呈した二十年二月二十六日付の書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇第四』一〇二頁以下）に、「扱被仰付置候皇室件ハ、台命ノ旨ニ依リ、即チ皇室典範ト皇族条例トノ両部ニ分チ起草致、試ミニ奉呈覽候。右兩様ニ分チ候事ハ、各国ニハ例ナキ事ト相見エ候へ共、簡繁各々其所ヲ得ル為ニ最良法ト奉存候。」とあ

ることは、それを示唆するものである。又、そのことは、三月二十日の高輪の伊藤邸における会議で、柳原が「皇室典範と皇族法との區別如何」とただしたので、伊藤が「天地ト与ニ無窮ニ伝テ動スヘカラサルモノ」を皇室典範とし、「時ニ随ヒ多少ノ変更ヲ免レサルモノ」を皇族法とすると答えていることから推測される（『皇室典範草案談話要録』国会図書館憲政資料室所蔵、憲政史編纂会収集文書五三〇）。このように伊藤の帝室典則以来の皇室法制定に関する方式は、その後も維持され、皇室典範制定後にも影響を及ぼすこととなるのである。⁽⁷⁾

七 宮中顧問修正案の処置

このようにして柳原に新しく皇室法典を起草せしめることにした場合、問題となるのは宮中顧問修正案の取り扱いである。すでに典則六月十日案は、三条の許であれだけ熱心に審議が行われたのである。それをそのまま放置しておく訳にはいかない。果して翌二十年三月には、婉曲な表現ながら宮中顧問修正案の上奏について伊藤宛に三条の要請が為されている（前掲二十年三月三日付の伊藤博文宛三条実美書翰）。

ただ宮中顧問官の意見をとりまとめて修正案を作り上げることが、前掲の明治十八年十二月二十三日の大政官達によって内大臣たる三条の権限であったことは疑いないが、その修正案を上奏する権限が内大臣たる三条にあったか、又宮内大臣たる伊藤にあったかについては、官制上からは判然としない。大体、内大臣は明治十八年、内閣制度の創定と共に三条が太政大臣を引退することとなり、その後の処遇の為に設けられたものであり、国制上必要に応じて置かれたものではなかったから、⁽⁸⁾当時の官制では内大臣と宮内大臣との職務上の権限は明瞭ではなかったであろう。ただ事実関係を調べると、前掲の帝室典則六月十日案に付された宮内大臣伊藤博文の内大臣三条実美宛の文書には、

「右顧問官ノ評議ニ付シ、意見 上奏可有之候也」とあって、宮中顧問修正案の上奏は三条に一任されていた如く考えられるが、前掲二十年三月の伊藤宛三条書翰では、「都合次第何時にも答議上陳可仕候間、御指揮有之度候。仍此段内々得貴意度如此候也。」とあるから、修正案の上奏には伊藤の承認が必要であったようである。又、帝室典則の審議も直接、天皇からではなく、宮内大臣伊藤を通じて内大臣三条に依頼されている。従って皇室法の諮詢に対する意見の上奏は、内大臣及び宮中顧問官の権限ではあったが、それには事実上、宮内大臣が関与していたと考えてよいであろう。⁽⁹⁾

このようにして三条から宮中顧問修正案を上奏すべく要請されたとき、伊藤としては憲法の起草を機に宮中顧問修正案よりも完備せる新しい皇室法案を柳原に作成せしめることとした経緯を三条に説明し、その了解を求めたことと思われる。その場合、伊藤は、宮中顧問修正案を十分に尊重し、それをふまえて新しい詳細な法案を作ること、三条及び宮中顧問官の面目を立て、彼等を納得せしめたことであろう。柳原は三条に近かったから、三条としても柳原に新しく法案を作らせること自体に格別異議はなかったであろう。伊藤は柳原のみならず、柳原案の修正を依頼した井上に対しても、宮中顧問修正案を十分尊重するよう命じたのではなからうか。梧陰文庫に現存する「宮中顧問ノ議ヲ経タル修正案」(A35)は、恐らく三条が伊藤の許に提出した帝室典則修正案の成案であり、それが井上の処に遺ったのは、以上の如き目的で伊藤から井上に送付されたためであろう。宮中顧問修正案の原案である典則六月十日案には、井上の修正意見が大幅にとり入れられているから、井上としても宮中顧問修正案には、不満な箇所もあったが、又それなりの執着もあったことと思われる。このように考えると、宮中顧問官による修正案は、上奏されなかったけれども、決して廃案になった訳ではない。柳原の皇室法典初稿起草の際や井上の柳原初稿修正の際には、傍に置いてこれを絶えず参照しているのであり、その意味では宮中顧問修正案は、後の典範の草稿の中に吸収されたといってもよい

のである。

さて、ここに宮中顧問修正案、柳原の帝室法則綱要、同じく柳原の皇室法典初稿（三条家文書三九―10、梧陰文庫A59等）の内容を比較してみよう。先ず綱要と初稿とを比較してみると、両者は同一の起草者によるものであるから、綱要が骨子となり、それに増補を施して初稿ができていている部分が多いことはいう迄もない。しかし、柳原は綱要を全くそのままにして、單純に条文を付加して初稿を作っているのではない。例えば、初稿の第三十四条「皇后遺胤ヲ懷妊スル時ハ其誕生ヲ待テ 応神帝ノ例ニ依ル」は、宮中顧問修正案の第五条「遺腹ノ皇子ハ皇位ヲ繼承スルコト天皇在世中ノ皇子ニ異ナルコトナシ」をうけて作成されたものであろう。何故なら、かかる規定は元來、柳原の綱要には存在しなかつたからである。又、初稿の第四十四条は、撰政就任資格者として第一に「成年以上最近ノ皇族男子」をあげるが、第二に「皇后」、第三に「皇太后」、第四に「太皇太后」、第五に「成年以上最近ノ皇族女子」をあげている。ここに皇后以下皇族の女子を就任資格者として注目されるが、かつての綱要では、その第十三条に、「撰政ハ皇統最近丁年以上ノ皇族男子ヲ以テ之ニ充テ大政ヲ撰行ス」とあつて、「皇族男子」のみをその有資格者としていた。一方、宮中顧問修正案をみると、その第十条には「撰政ハ皇統最近丁年以上ノ皇族ヲ以テ之ニ充ツヘシ」とあつて、皇族女子もその中に含まれていた。従つて、これまた柳原が初稿起草の際に宮中顧問修正案を参照した結果であらう。⁽¹⁰⁾ 勿論、初稿には宮中顧問案になく綱要にあつた前記太傅の制や撰政参議の制がとり入れられて、更に詳細な規定が作られており、前記宮中顧問修正案第二条の皇位繼承規定についても、それがとられず、綱要の第二条がとられているのであり、そういう場合が多いのは当然であらう。しかし、宮中顧問修正案に規定されている事項は、すべて初稿にとり上げられており、宮中顧問案の規定が初稿にとられていない場合も、柳原の再検討が為された結果、とられなかつたことが推測され、その点では宮中顧問修正案は、柳原によって尊重されたといつてよいであらう。

次に宮中顧問修正案は、井上が柳原の初稿を修正する際にも十分参照されたのであった。そのことは、井上が二十年二月、柳原初稿を修正するに当って疑問とされる事項を整理し、複数の案文を掲げて伊藤に提示し、伊藤の裁断を乞うた「皇室典憲ニ付、疑題乞裁定件々」(梧陰文庫B53、前掲『井上毅傳 史料篇第一』五〇三頁以下)に明らかに示されている。先ずその第一項の「一継嗣順序ヲ交換スル場合ノ事」には、「此レハ皇位繼承ニ取テノ一大事ナリ、宮中顧問會議ノ説明朱書ニハ(継嗣順当ノ皇子、前記ノ如キ違子ナルトキハ継嗣ノ權ハ次ノ皇子ニ伝フ)トシタリ(詭点小林、以下同じ)」とあって、ここに梧陰文庫本の宮中顧問修正案第九条の「解」と称する説明文が引用されている。つづいて「柳原ニ依レハ(皇位繼承者ノ心性、又ハ外形ノ虧缺、又ハ其他ノ事故ニ依リ繼承ノ順応ヲ交換スルノ必要ナルトキハ元老院ニ諮詢シ之ヲ決定ス)トシタリ」として、柳原初稿の第三十七条が引用されている。このように宮中顧問修正案と柳原案とが井上によって並記されていることに留意すべきである。次に第二項の「一皇太子在ラス皇太子ノ子孫モ在ラサルトキノ伝位ノ事」は、問題となった例の皇位繼承法のことについてであるが、ここにも「宮中顧問ノ案ニ從ヘハ……」、「柳原案ニ從ヘハ……」として両案が対比され、その何れを採るべきか伊藤の裁定を乞うている。更に第七項の「一親王宣下ノ事」にも、伊藤に裁定を乞う為、提示した甲乙両案の中、甲案には「総テ親王宣下ヲ廢シ、皇子ハ生レナカラ親王ト稱ヘ、其他ハ諸王トス(宮中顧問ノ案)、……世襲親王ヲ廢ス(柳原案)」とあり、又第四項の「一天皇幼年ノ時ニ太傅ヲ置ク事」には、「摂政ノ外ニ太傅ヲ置キ、之ヲ家憲ニ掲クルヲ甲案トス」「太傅ノ事ハ家憲ニ掲ケス、置クト置カサルトハ時ノ便宜ニ從フ、是ヲ乙案トス」という甲乙両案が示されているが、甲案は明らかに柳原案によるものであり、乙案は特に明示していないが、宮中顧問案では何ら太傅のことについて規定していないから、いふなれば宮中顧問案の趣旨をうけて井上がここに立案したものといえよう。

右にみるように、井上は新しい皇室法の制定にあたって、宮中顧問案と柳原案との両者をたえず対比しているの

あり、しかも右の文書には、プロイセン、バイエルン、ザクセン、フランス、ロシア、ポルトガル等の歐洲諸国の憲法や王室法が引用されているが、我が国の従来の皇室法案で引用されているのは、柳原案の外はこの宮中顧問案のみである。もつて同案が井上によつて十分尊重されていることが明瞭であろう。なお殊に注目すべきは、宮中顧問案（榕陰文庫本）にみえる「解」と称する説明文である。「解」は宮中顧問案の各条すべてにわたつて付けられたものではないが、これは後の皇室典範義解の濫觴ともいふべきものであつて、二十年二月二十六日に伊藤に提出せる井上の「皇室典範説明案」は、この「解」の形式を踏襲したものであろう。⁽¹¹⁾

以上述べた処から明らかなように、宮中顧問修正案は、柳原や井上にとつて決して過去のものとなつたのではなく、柳原初稿作成時やその修正時において、採るべきものがあれば積極的にそれを採り入れる方向で再検討されてきたのである。

結 言

以上述べた処を要約するならば、凡そ次の通りである。我が国最初の皇室法案ともいふべき皇室制規（恐らく明治十八年末頃起草か）、皇室典則等の一連の草案は、宮内省において作成されたものであるが、それらは皇室法の基本的な部分のみを成分化したものであり、詳細な細則的法案の作成は後日に委ねられていた。十九年六月十日に宮内大臣伊藤博文から内大臣三条実美宛に宮中顧問官の審議に付されるべく提出された皇室典則も亦、そのような性格をもつものであつた。しかも伊藤は、この皇室典則六月十日案を完全なものとは考えておらず、三条の許で十分審議し、完備せる法典に仕上げたいと望んでいた。処が宮中顧問官の審議の結果、でき上つたその修正案は、三条等の努力

にも拘らず、伊藤や井上を満足させるものとはならなかった。宮中顧問官による審議の最中、柳原によって帝室典則六月十日案の修正案である帝室法則綱要が三条の許に提出され、更に伊藤によって、それが宮中顧問修正案よりも出色のものとするに至った。又、十九年秋には、本格的な憲法草案の起草が伊藤によって井上に命じられた。伊藤はこの憲法の起草を機に実用的な新しい皇室法典の起草を考え、急遽柳原をその任に依頼することとした。しかし、従来の宮中顧問修正案をそのまま放置しておくにはやはり問題があるので、伊藤はこの際、三条等に対し、宮中顧問案は十分これを尊重し、柳原案の起草やその修正には、これができるだけ採り入れることで納得するように求めた。かくして宮中顧問案は、柳原の皇室法典初稿やその後の井上の修正稿の中に吸収されることとなるのである。

以上の如く考えれば、従来から言われている明治皇室典範制定前史と制定本史とは、それなりに密接な関係をもつと共に、宮中顧問修正案の成立までを制定前史とし、柳原の皇室法典初稿の起草以降を制定本史とする見解にも、或る程度理解が行くであろう。しかし、伊藤によって企図されていた皇室法規以来の皇室法制定に関する二段階方式は、柳原初稿作成以後も捨てられた訳ではなかった。伊藤は二十一章百九十二条からなる柳原初稿を一見した時、井上に命じてこれを皇室典範（皇室関係法）と皇族条例（皇族関係法）とに分け、それぞれ別個の法典として起草するよう指示している。井上はその命に基づき、柳原初稿に大修正を加え、三十八個条の皇室典範と七十七個条の皇族条例とを作成し、二十年二月二十六日に伊藤の許に提出したのである。

(1) 詳細は高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程」『社会科学』27・28参照。

(2) この「憲法」を今日、通常使用されている国家の最高法規たる根本法、即ちコンスタチューションの意にとるならば、天皇の丁年については皇室法に規定するが、皇族の丁年については憲法に規定することとなり、不合理である。又、宮中顧問官による帝室典則審議に際し、副島種臣が三条に建議した文書（三条家文書一―三九―12）にある「左ナクシテ而徒ニ立太子ノ憲法ヲ設

カルト雖、王室ハ之カ為ニ幾分ノ利益アラン乎」の「憲法」も、一般の法規をさすものであろう。

(3) この覚書の筆蹟が井上のものでないことについては、木野主計氏の鑑定を煩わした。記して謝意を表す。

(4) 尤も柳原も、この案を「典則修正案」と呼んでいる(七月八日付の三条宛柳原書翰、三条家文書)。その方が第三者にとつて、内容が理解し易かつた為であらう。

(5) その他、典則では天皇の丁年のみが規定され、皇子孫や皇族一般の丁年は規定されていない。それが規定されていなければ、典則に摂政の規定が設けられていても、それは実際には運用できない。

(6) 『伊藤博文関係文書八』(六五頁)所収の明治二十年十二月三十日付、伊藤宛柳原書簡には、柳原の「内密懇願書」なる文書が添えられているが、その中の「先頃来、閣下の殊遇を辱ふし、政機の大策進言失_レ慶_レ不過之候」なる文は、或は以上のことを示唆するものかも知れない。

(7) 皇室法の細則的規定ともいうべき皇族法は、典範制定後、柳原を委員長とする帝室制度取調局において審議され、二十二年七月三十日、皇族令案として宮内大臣土方久元に提出されたが、遂に上奏されなかった。再びそれが検討されるのは、三十二年八月に帝室制度調査局が設置されてからであった(島論文一七七頁以下参照)。

(8) 宮沢俊義「内大臣論」(『日本憲政史の研究』所収一九五頁以下)に引用されている大正十三年の衆議院における尾崎行雄提出の質問書、昭和八年の新聞記者団に対する田中光頭の談話等参照。

(9) 島論文一七七頁に引用されている尾崎日記の二十二年五月二十八日条には、「柳原ヨリ書面来ル。皇室側室制度ノ事ニ付、宮内大臣ヨリ諮詢ノ事アリ。」とあり、又七月二十七日条には、「皇族令會議、本日漸ク議了。近日淨写シテ宮内大臣ヲ經テ上奏スル事ニ決ス。」とあるから、当時、帝室制度取調局に対する天皇からの諮詢や天皇への上奏も、宮内大臣を通して為されていたことが分る。

(10) 以上の胎児の皇位継承規定や皇族女子の摂政就任規定については、小嶋第二論文二七八・二七九頁にも指摘がある。

(11) 宮中顧問修正案に見える「解」を後の皇室典範義解の濫觴とすることについては、島論文一三二頁参照。

〔付記〕 本稿は財団法人「三菱財団」の梧桐文庫研究会への学術研究助成による成果の一部である。